

改定概要

簡易的なICT活用工事を適用

・令和5年（2023年）10月以降より適用

- 施工プロセスの一部でICTを活用する簡易的なICT活用工事を新たに試行
- 簡易的なICT活用工事では、3次元設計データ作成、3次元施工管理及び3次元データ納品を必須とする。

起工測量

従来率

3次元設計
データ作成

見積り

施工

従来積算

3次元施工管理
(面管理)

諸経費の補正 or 見積り
(面管理を行った場合のみ)

3次元
データ納品

成績評価※4
創意工夫で1点

新たな工種に適用

- ・新たに下記の5工種に適用
「構造物工（橋脚・橋台）」 「構造物工（橋梁上部）」 「擁壁工」 「基礎工」 「河川浚渫」

新たなモデル条件の設定

- ・モデル工事の条件として、新たに下記の工種を追加設定
「構造物工（橋脚・橋台）を含む工事」（補修工事は含まない）

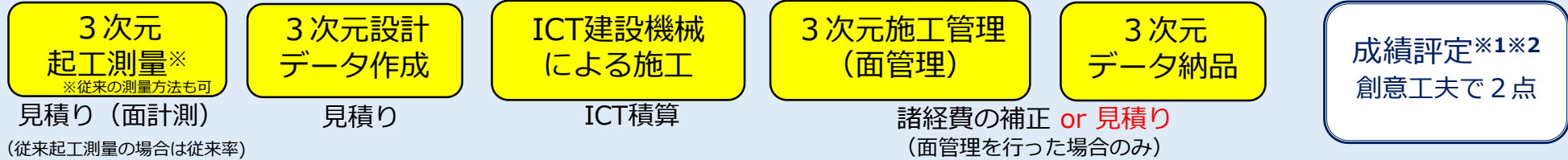
3次元施工管理及び3次元データ納品の費用計上方法の変更

- ・補正係数により算出される金額と、**見積りとを比較**し、適切に費用を計上する運用に変更

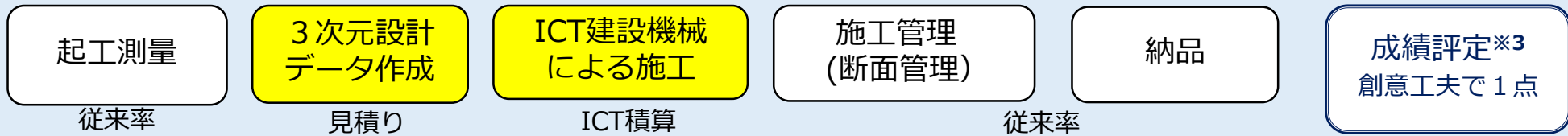
簡易的なICT活用工事について

建設現場におけるICT活用の更なる普及促進を図るため、施工プロセスの一部でICTを活用する簡易的なICT活用工事を、令和5年10月から試行。

【全面的なICT活用工事】



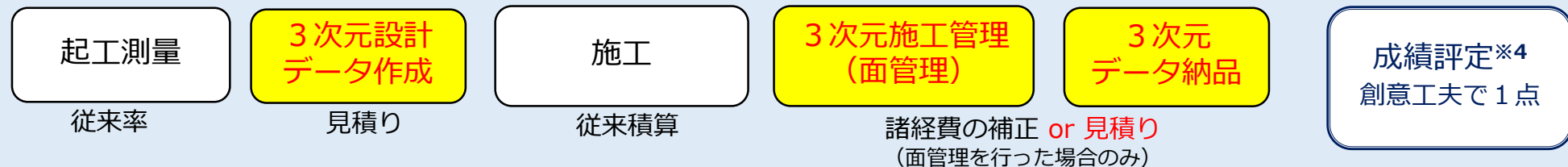
【部分的なICT活用工事】



- ※1 全面的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評価 5 創意工夫「12.出来形又は品質の計測、管理図等に関する工夫」及び「14.ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」の2項目で評価する。
- ※2 施工管理を断面管理で行った場合は、「12.出来形又は品質の計測、管理図等に関する工夫」の評価の対象としない。
- ※3 部分的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評価 5 創意工夫「14.ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」の1項目で評価する。

【簡易的なICT活用工事】

- 施工プロセスの一部でICTを活用する簡易的なICT活用工事を新たに試行
- 簡易的なICT活用工事では、3次元設計データ作成、3次元施工管理及び3次元データ納品を必須とする。



- ※4 簡易的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評価 5 創意工夫「12.出来形又は品質の計測、管理図等に関する工夫」の1項目で評価する。施工管理を断面管理で行った場合は評価の対象としない。

モデル工事の条件 (1)

- 土工全量 : 1,000m³以上
 舗装工 (路盤工含む) : 3,000m²以上
 舗装工 (修繕工) : 10,000m²以上
構造物 (橋脚・脚台) を含む工事*
 (補修工事は含まない)

1,000m³以上の土工とは土砂の移動量の合計。

対象例

掘削 (300m³) + 河床等掘削 (200m³)
 + 路体 (築堤) 盛土 (200m³) + 路床盛土 (400m³)
 = 1100m³ (>1000m³)

※ 構造物 (橋脚・橋台) に土工を含む場合は、上記数量によらず対象とし、土工の特記仕様書を添付

なお、土工関連工種は上記算出の対象外

いいえ

はい

ICT活用モデル工事

モデル工事ではないが、ICT建設機械施工など、自主的な活用は妨げない。

ICT活用希望の有無

無

従来施工
(施工評定加点なし)

有

設計変更でICT施工にかかる費用を加算

土工関連工種 (下記) の設計変更も可能

- 掘削工 (1,000m³未満、小規模) ※1
- 作業土工 (床掘) ※2
- 付帯構造物設置工 ※3
- 法面工
- 構造物 (橋梁上部)
- 擁壁工
- 基礎工
- 河川浚渫

※1 モデル工事条件の数量とは異なる。

※2 土工を実施することとする。単独では行わない。

※3 土工及び舗装工を実施することとする。単独では行わない。

全面的なICT活用
(施工評定+2点)

部分的なICT活用
(施工評定+1点)

簡易的なICT活用
(施工評定+1点)

※ 構造物 (橋脚・橋台) で土工及び土工関連工種を行った場合は、工種によっては全面的なICT活用になり得ます。